

株券電子化の準備状況と

ポストペーパーレスの課題について

竹内 克伸

はじめに

御紹介いただきました竹内でございます。

今、高橋さんからお話がございましたように、この証券決済制度改革の議論が始まって、来年で一〇年になります。それから、振替法、電子化の法律が通ってから、来年五年目になるということで、五年がかりのプロジェクトということでございます。その間、国債が最初でしたけれども、C P、社債、投信等ほかの有価証券は全部電子化さ

れて、順調に推移しています。

もう残り半年を切ったところに参りました。株券電子化の仕組みは広大なネットワークでございます。まして、七月五日と六日に一回目の全員参加のシステムテストをやりました。この結果も後で御紹介をいたしますが、今予定している仕事をきちっとこなして、来年一月五日の株券電子化を迎えるということ、私どもは全体のネットワークの中心のプレーヤーであり、同時にある種のコーチということになるかと思いますが、ネットワークを担う全員が入学をするということが目標でございます。

す。

五年間の準備の最終段階、マラソンに例えますと、現在は三七〇三八キロのところへ来ています。大昔、マラソンでトップを競り合って、スタンドに入る直前にゲートを間違えて、二位になった女性のマラソンランナーがおりました。先般のオリンピックの候補選びでは、一五〇〇メートルでしたか、男子のランナーが、最後にほとんど全員を抜いてトップに立って、一〇メートル手前のところで転んでしまいました。こういうことがないように、しっかりやっていこうと思っております。

二年前に、ちょうど株券電子化の制度要綱できたとところで、この会場で皆様に制度の概要を御説明しました。今日は制度の詳細な説明は省略いたしますが、株券の電子化は、基本的かつ包括的な改正であると同時に、歴史的に見ても大きな改正

であるということが言えます。海外からも、日本のこの電子化は、ある意味では非常に注目をされております。フランスを除く主なヨーロッパ諸国やアメリカでは、これほど徹底した制度としての電子化というのは、望ましいけれども難しいというところでございますので、その推移、その効果については注目をされております。

単純なコストとしては、そのほとんどが各方面の人件費ということになるわけですが、紙の存在によって、年間約一〇〇〇億かかっているという証券業協会の推計がございます。更に、この単純なコストの数字の問題だけではなくて、おそらくこの電子化を契機にして、事務処理の方法やら、ビジネスのやり方に広範な変化をもたらすだろうと予想されております。もちろん一方ではリスク管理の重要性が高まるということはありませんが、その変化は必ずポジティブな方向に行くと思いま

す。だから、これだけ大きなエネルギーを使って改革をやって行こうということになつたわけです。そういうふうな意味でも、少し長い目で楽しみにしているわけでございます。

振り返りますと、この電子化の議論は、法制審の前、法務省の研究会から始まつたわけですけれども、最終的には、どうせやるならば上場銘柄については義務にしようという声が、産業界から起きました。中途半端な制度だと、日本の場合にはなかなかうまくいかないだろうし、中途半端な制度は、必ずそれに伴う弊害があり、効率も悪いということでした。これが大きなきっかけだったように思います。この議論の結果をしつかり実現させようということでございます。

今日は、お手元に四種類の簡単な資料を用意しております。この「講演メモ」というところに項目だけ書きましたので、おおむねこの項目に沿

いまして、若干他の資料も使いながら御紹介をしたいと思ひます。

ここへ来て、株券電子化目前だということで、いろいろ新聞、雑誌等に報道がございます。その報道の中には、実態から見ても、いささかどうかなというものも少なからずございますが、それについては、私どもの見方ということで御紹介をしたと思ひます。

一、株券電子化の準備状況

(1) 準備状況の全体の概観

今後半年間に於ける主なテーマは二つございます。

まず、株券の電子化全体のシステムは、実質的に証券、銀行あるいはIT関連の会社等々を含めて、約四〇〇のメンバーのネットワークで構成さ

れています。この四〇〇のネットワークが、全員がシステムでうまくつながって機能する必要があるのです。このシステム準備は大丈夫かというのが一番目のテーマでございます。

株主は、グロスで約五〇〇〇万人います。ネットでのくらいいるかというのは、正確な統計がございませんが、ある統計によると、平均して一人当たり三・六銘柄くらい持っているということでございますから、単純に計算すれば一二〇〇万人から一三〇〇万人ぐらいかなと思います。これだけ広範な株主の権利が、株券という券面についているという法律上の構成を長年使ってきました。ここが変わって、券面は法律上無効になりまして、振替口座簿、法律上難しい言葉を使っていますが、要は口座管理機関、典型的には証券会社の電子顧客管理台帳、これが権利の所在地であるというふうに変わるのが基本です。

このことからすべてのことが波及し、株主管理、即ち株主権の所有、売買、行使等の基礎を電子的なネットワークでマネージしているということになるわけでございます。株式市場は、ITが最も良さを発揮できる分野です。多数の投資家、株主がいて、大量の件数の株式が日々取引されていて、それが類型的なパターンで処理されるという、このようなビジネスと申しますか分野は、最もITが得意とするところでございます。したがって、東証をはじめとする取引所が典型でございますが、これらのビジネスは装置産業化しています。

御案内のように、世界的に見て、この数年間に、世界の主だった投資家、特にヘッジファンド、ソブリンファンド、石油ファンドというような、かつてから考えると巨大なファンドが登場してきておりまして、それらの投資行動が極めて緻

密かつ統計数理学を駆使したやり方で売買する。

スライス取引であるとかアルゴリズム取引であるとか、そういう動きが急速に広がってきたわけでございます。これに対するインフラ側の対応が遅れたというのが東証の問題だったわけですが、さすがの東証です。今は急速に回復しております、世界のレベルに十分到達できるというところに近づきつつあるので、そういう意味では大変心強いと思っているわけでございます。

この取引所における取引参加者間の取引は、清算機関と決済機関を通じて、最終的な投資家の権利移転の処理が完了します。取引量としては、取引所の取引で約四〇〇兆が年間に一回転強しているわけでございますが、これが清算機関でネットینگされまして、証券のネットینگ率は三〇%弱、資金決済としてはたしか十分の一以下になっっているかと思えますが、この清算機関におけ

るネットینگ処理後の参加者間の口座振替を私どもで行っております。また、取引所の取引参加者の口座と、注文主である主として機関投資家の口座の間の口座振替、これは振替のポリシームとしては、取引所取引ネットینگ後の証券決済量の倍ぐらいであり、さらにどんどんふえている傾向にあります。その口座振替も行っております。この全体、取引所、清算機関、決済機関という三段階のインフラが全部ITでつながっており、装置産業化しております。そういう状況のもとで、ITをしっかりとやっていくというのが一番目のテーマの課題です。

それから二番目のテーマは、さきほど申し上げました一二〇〇万人から一三〇〇万人ぐらいの株主のうち、私ども保振（ほふり）に預託しているのは八割という報道がありますが、実質的には八%ぐらいまで私どものところへ預託されていま

すので、残りは一二%程度ですが、それらが今どくなつていて、それがどう推移して、それに伴つてどういう問題があり得るのか、ということです。そういうことについても、後ほど御説明をしたいと思ひます。

(2) 株券電子化のスケジュールと具体的な

準備作業

①法令の状況

それでは最初に、お手元の資料の「株券電子化の準備状況とポストペーパーレスの課題についての」の三ページを見ていただきたいと思ひます。

ここには、この五年間の今までのスケジュールと、今後の半年間のスケジュールが書いてございますが、一番上の「法令の状況」というのを見ていただきますと、四年前に電子化法が公布されまして、それから、御案内のように商法の現代化で

ありますとか、今盛んに話題になっております金融商品取引法、信託法というような改正がありましたので、その都度、電子化法の改正も関連して行つてきている。

法律はそういう流れでございますが、もう一つ、政省令というのがございます。昨年の一二月に「振替法政省令」というのが公布されました。

これは、新しく法律ができることと必ずその細目を政令、省令で決めることとなりますが、それに該当するものです。これによって、法令ベースでは、基本的な内容は全部決まりました。残つたのが、スケジュール表の今年の真ん中あたりに「整備政省令公布」と書いてありますが、これはもう極めて技術的な、移行に伴う政省令でございます。それから、今年の秋口、一〇月か十一月ごろに「施行日政令公布」と書いてあります。これは、最終的な電子化の実施時期は政令で決めなさい、とい

うことに法律でなっております、その政令のこととでございます。実務界としては、以前から、来年の一月五日を実施時期の目標にしております。

最近、そうたくさんの方からは聞かれていますわけではありませんが、少し質問を受けることがあります、まして、「準備がちょっと間に合わないところが結構出てくるのではないですか。とにかく中小証券もいっぱいありますからね。どうしてもうまく間に合わない場合には、先延ばしするというところもあるのではないですか」といったものです。

はつきり申し上げて、客観的に見て、これが延期される可能性はほとんどありませんし、また、できるものでもないという実情にあります。どういふことかというところ、これを延期するとしても、法律上は、来年の六月までの政令で定める日に施行すると書いてありますから、法律改正をしない限りは、来年の六月までには施行をしなければなら

ないこととなります。しかし今、金融・資本市場はどこを見てもシステム対応で手一杯の状況でございます。「プログラマーがあちらこちらで足りないぞ。システム統合する銀行も苦労しているぞ」という報道があるような実態がございますから、三日連休というのはほとんど予定が埋まってしまうと思います。ですから、年末になって間に合いません。でも、それでは今からどこかの三日連休を探そうと思っても、空いているところはあります。

まさか当局から国会に法律改正を出していただくというふうな、そういうみともないことが起きないようにといいことでございますし、実際上もそういうことが起きることなく実施にたどり着けるといふ理由を、後ほど、今の時点の私どもの見方として申し上げようかなと思っております。

② 機構の対応

それから、「法令の状況」の下に「機構の対応」と書いてあって、「制度・実務」と「システム」の二つの欄がございしますが、「制度・実務」については、二年前に私がここで講演をさせていただいたときに、制度要綱、つまり基本的な制度の仕組みについて、骨格ができたということで、その御説明をしました。その後、私どもの小委員会、分科会あるいは証券業協会のいろいろな委員会、それらを総動員して実務的な中身をすべて詰めてきております。現在は、さらに細かい実務上の運用マニュアルの策定といったところをやっております。「業務処理（詳細）の検討」と書いてあるものがそれにあたりますが、これは極めて現場の実務上の細かい事項に関するものでございます。

③ 外人取得制限銘柄

一つ、特殊な問題として外人取得制限銘柄というのが一四銘柄ほどございます。これの管理の仕組みが電子化に伴い合理的な仕組みに変わり、かつ外国人投資家にとっても、日々の外国人の保有比率を私どもが公表するという非常にすっきりしたサービスが提供されるようになりますが、期末などにおいてその外国人の保有比率が外資規制比率をオーバーしている場合の株主名簿への記録の処理の仕方については、按分にするのか抽選にするのかというような点の大まかな方向感覚はほぼ合意を見ているのですが、それを総務省令とか国交省令で詰めるというのが残っております。しかし、これはもうそう遠からずでき上がると思えます。法令については、そのところだけ、少し残っているとえば残っておりますが、そんなに中身で難しい問題が残っている訳ではありません

ん。

④システムの検収テストから総合テストまで

御案内のように、システムというのは、担当した方はよくわかるわけですが、制度の骨格ができて、実務の骨格ができると、その次に、その実務の骨格をシステムに置きかえていく作業が必要になります。それがシステムの検討でございますが、技術的なスキームとしては、二年前の概要設計というあたりから始まって、だんだん基本設計、詳細設計というふうに、設計の中身が細かく詰まってきました。最後は画面の表示の仕方というような非常に細かいところまで全部決めて発注し、システム開発後、納入される。

納入後、最初は発注元である私どものほうで「検収テスト」というのをいたします。つまり注文どおりのシステム、特にソフトができ上がって

いるかどうかということを、十万とか、そのくらいのオーダーのチェック項目でチェックをいたします。この検収テストは既にはほぼ終わりました。それが終わりますと、今度は参加者等のネットワークとの通信の接続のテストをいたします。このテストもほとんど全部終わりました。それから、今度は参加者が参加し、実際と同じように運用のデータを入れてみて、実際と同じようにぐるぐるっとシステムを回してみて、その結果を見るテストをします。これを「総合テスト」と言います。

⑤データの整備（株主の氏名・住所）

その総合テストのフェーズは二つありまして、一つは今年の九月に稼働させるシステムについてのテストであり、もう一つは来年一月に稼働させるシステムについてのテストです。

九月に稼働させるシステム、これを「先行稼働」と言っているんですが、これは何かという、今まで私どもがまったく行っていないかった仕事でありまして、一番大きいのが株主の住所、名前のデータの管理を行うこととございます。このデータは、今までは、TA（株主名簿管理人）である信託銀行等が銘柄別に発行体から委託を受けてまして、そこで管理をして、名寄せをして、株主台帳をつくって、その株主台帳によって実務処理するというところでございましたけれども、その基礎データを、今後は私どものところで証券会社から全部集めて、全部名寄せをして、その名寄せした結果をTAに送ることになります。そうしたほうが非常に効率がいいわけです。

TAは全部で今七社ございますが、今はその七社が、仕様に大きな違いはないと思うんですが、それぞれある程度個性がある名寄せのシステムを

備えて、それで銘柄別に管理をしているというやり方になっていきます。銘柄によって、これはA信託銀行でやり、あれはB信託銀行でやるということとがありますから、関係者から見るといささかやり方やルートが複雑でございますので、これをシンプルなやり方やルートにしようということとございます。

この株主のデータの管理の一番の基礎は住所と名前です。この名前でも、「サイトウさん」という同一人であっても、場合によっていろいろな漢字で表現されていたりします。住所表示でも、「兜町三丁目一番地」、そこにマンションがあって、何番何番というのに、「三丁目一番地の一号」というふうに書くのか、「三のの一」と書くのか、これも場合によって表現はばらばらでございます。

実は、今回、そのデータ管理の準備を三月から

やってみた結果、本人が例えばA、B、C、Dと四社の証券会社に提出をした住所、これですらばらばらということがわかりました。例えば郵便番号が間違っている。名前の漢字もちよつと違っている。特に住所の表示が、本人が記入しているはずなのですが、それですらばらばらです。しかし、郵便物はほとんど全部本人に届くので、それでも足りていたわけです。しかし、株主のデータを管理して名寄せをするにそれでは困りますので、こういうやり方じゃなくて、全部漢字や表現を統一しましょうということにいたしました。これが今まで全くやってなかった新しい仕事です。私どもにとっては全く初めてのシステムになります。このシステムについては、検収テストも参加者関係のテストも全部終わりました。今私どもがやっているのは、実際の株主のデータの基本台帳をつくる作業です。八月末までに、住所と名前

のデータの基本台帳の完成版をつくることにしております。この基本台帳を、九月からは日々更新します。住所届けを変更した人、新しく買った人、売った人など、毎日名前と住所や株主が変わりますから、日々データを更新していきます。

株主の保有する銘柄と株数については、日々これを更新するというやり方も理論的にはあるんですが、これを実際に使うのは、基準日に株主台帳を確定させて、そこで案内通知を出したり、配当を配ったりという場面であり、それは基本的に年に二回です。四半期配当もありますから、その場合は年に四回になります。そういうことで、銘柄と株数については、年に二回ないし四回、証券会社からまとめて集めます。住所、名前は日々データを更新してありますから、その最新版を使って、そこに銘柄と株数を年に二回ないし四回入れて、これをTAに送り込むのを「総株主通知」と

言っています。これは私どもにとっては全く新しい仕事というわけではありませんが、今までは、「実質株主通知」と言いますが、保振に株券を預託している実質株主についてのみの、かつ名寄せなどをせずに通知を行っていたものが、今度は強制ペーパーレスですので、全部の株主をカバーする、かつ名寄せをした結果の通知を行うということになります。

株主についての通知としては、ほかに「個別株主通知」と言って、株主が少数株主権を行使した場合に、「私は所定の保有期間を満たしていましたがよということを発行体に伝えてくれ」というように証券会社に言うのと、私どもを介してその株主の名前や住所、保有株数などが発行体に通知される仕組みがあります。あるいは発行体のほうが、基準日以外でも、こういうような株主について、今の株式保有数などがどうなっているか知り

たい、あるいは基準日以外でも全体の株主の状況を知りたい、というときがあります。そういったときには、正当な理由がある場合に限りというところで、かつ有料なのですが、前者については「情報提供請求」、後者については「総株主通知請求」と言っていますが、そのような発行体の請求に応じて株主の情報を提供する仕組みがあります。これらの仕組みも、今までからすると新しいものになります。

⑥証券会社の自己分と顧客分との区分

それから、もう一つ新しいのは、証券会社の自己分と顧客分との区分についてです。今は「全目的口座」と言って、私どものほうに参加者がひとつだけ口座を持っていて、その口座間で振替をしているということが多く、自己分と顧客分を口座として分けずに管理している参加者がほとんどで

す。これからは、ペーパーがなくなったら自己分と顧客分を口座として分けなきゃいけませんよという法律になりましたから、全参加者がこれを口座として分けて管理していただく必要があります。これについては、既に全部準備ができています。

主なものとしてはこの二つが新しい内容であり、あとは振替などについては今までのシステムとやることは基本的に同じです。来年の一月五日から稼働させるシステム、これを「全面稼働」のシステムと言っておりますけれども、そこでやる仕事というのは、この二つの新しい内容を除くと、基本的にはシステムの仕事としては、従来と同じようなものなんです。つまり、単純化して言うと、従来の仕事に新しいものが二つ加わったのが新しいシステムの仕事になります。

⑦ ITの全更新と各種テストの進捗状況

ただ、今回、私どもはITについてはちよっと欲張りまして、電子化対応の時期と、たまたま今まで保振制度の下で使っていたITの更新期が、多少の前後はありますが、ほぼ同じ頃となりましたので、それならこれらをまとめて電子化対応の時期に処理するのがよいだろうということ、機器の全更新をいたします。それから、ITセンターも移転をします。また、バックアップセンターも移転をします。およそITに関連することは全部リニューアルしてしまおうと、ちよっと欲張ったわけです。

各種テストは一応順調にきておりますが、ITの管理として難しいのは、新しい仕事に関する部分です。したがって、先行稼働についての八月中旬に仕上げる株主のデータ管理の基礎が非常に大きいこととございます。繰り返になります、こ

れについては、テストは全部終わっております。

また、三月には、T Aから株主のデータと名寄せ結果の情報を全部提出してもらいました。五月には、証券会社全社から顧客管理台帳も全部提出してもらいました。七月には、もう一回、T Aから株主のデータと名寄せ結果の情報をもらうことになっていきます。

たまたま名寄せソフトというのが世の中にあつて、これを私ども用にモディファイをして、ソフトを動かしてみました。そのソフトの中には、こういうタイプとこういうタイプは同一人物であるという要素が入れてありますから、それが名寄せ結果として出てきます。しかし、そのソフトにおける同一人物の定義には合わないけれどもよく似ているデータというのもあり、これを類似データと言っておりますが、これが相当たくさん結果として出てきました。そのうち、これは誰が考えて

も見た瞬間に同一人物だと判断して一〇〇%間違いないというものは除外して、最終的には一五万件ぐらいについて、六月に人手で名寄せをしてみました。そこである種のルールをつくって、更にそれをソフトに反映させていく、というような作業を今やっています。ちょっと細かい話になりましたが、要は七月中のちょうど梅雨明け間近なところで、この作業についての方向感覚が明確になつてきて、名寄せについては大体雲が晴れてきたなというように思っております。

もう一つの、来年の全面稼働というのは、さきほど申し上げましたように、基本的なITの仕事というのは今と同じでございます、あとは新しい要素がうまく稼働するかということなんです。いわば土台からITを全部新たにつくるというのに比べれば、そんなに難しいわけじゃないというところとちよつと語弊がありますが、そういう仕事

でございます。

これについては、昨年からの検取テストは全部終わりましたし、総合テスト（接続テスト）というのも終わって、ちょうどおとこの七月五日から、参加者全員を交えた総合テスト（業務確認テスト）というのが始まっております。これを今年の一月まで八回やります。八回というのは、まず、七月中に二回やり、それから八月に一回、九月に一回、十月に二回、十一月に二回やります。

これはどういう中身かというのと、例えば受験で七科目あって、一科目について二〇問ずつあるというように考えて、そのうちの七科目一〇問、これを昨日とおとにやりました、ということですが、これは抽象的なざらえて説明しているのですが、何をやっているかという点、実際に稼働後の作業としていろんなタイプの作業があります。基本的にはその作業を、全部データを入れ

て、実際に本番と同じようにITをネットワークでつないで回してみるところをやっています。

総合テストの実施の都度、その結果については、私どもの担当者もわかりますし、それから証券会社の担当者も、もちろん自分でやっているかわかります。その結果を当方に報告していただく、証券業協会はテストの状況を含め七月・八月にアンケート調査をする、当局に一般的な状況を報告する、というようにいたします。

中小証券等遅れているところがあるじゃないかという御心配をいただいておりますが、この心配が現実にはどうなのかというのが、この全員参加型のテストを重ねていくとわかってきます。まだ一回目が完了した状況でございますが、その結果について、今朝うちの担当者から聞きましたが、細かい点は別として、感覚としては非常によろし

いということでございます。

⑧年末にかけての課題と対応

したがって、私どもは、これから年末にかけて全参加者のITのつながりぐあいというのをずっとフォローしていきますが、遅れているところ、テストでいろいろ問題が出てきたところ、これがものすごくたくさんあると、ちょっと対応し切れるかどうかという心配はあります。ただ、ものすごくたくさん出てくるだろうという直感はありません。

証券業協会のほうでもこの点は大変御心配されて、証券決済制度改革推進センターが昨年の暮れからアンケートをとったり、個社に尋ねたりして、その都度状況を発表しております。一番最初の発表のときに、ITの準備が先行稼働で一月、全面稼働で二カ月ぐらい遅れているという

ところが相当の数あるという発表がございました。

個社ごとの状況がわかっておりますので、証券業協会のほうでも私どものほうでも、その後にその個社とも議論を重ね、個社の対応についてもフォローしております。当然、遅れているところは減ってきております。

ですから、準備が遅れるところというのは、「皆無」とはもちろん言えないと思いますが、そんなにたくさん出てくるだろうというふうには思っておりません。遅れているところについては、個別の相談にも応じておりますし、それから、不十分なところなどを任意で確認をしていたり、自由テストというのにも用意しております。

まだ時間もあります。私どもは全員、来年の一月五日に新制度がスタートできるというようにしななくてはいけないと思っておりますが、現段階でそれは決して不可能ではないと思っておりますし、い

ろんなことが起きてても、そのときそのときに適切な対応をとっていくということであろうというふうに思っています。

ところで、さきほど四〇〇社ぐらいのネットワークになっていと言いましたが、ITの上で直接につながっている、つまり直接口座管理機関で、自分でITを作って、私共とつないでいるというところは三七社です。それから、間接口座管理機関というのを前に御説明しましたが、直接口座管理機関の下にぶら下がっている証券会社が二九社だったと思いますが、あります。証券会社は、三〇〇社ぐらいネットワークでつながるので、三〇〇社ぐらいネットワークでつながるので、残りの二二〇〜二三〇社は、計算会社あるいは代行会社を利用されているところであり、主として計算会社にITのつなぎをやっていただいている。今日も計算会社の人が来ておられますが、この計算会社のシステム対応こそ非常に大事

だということ、私どもも証券業協会も、最初からわかっております。この計算会社はわずか一五社しかございません。このわずか一五社については、綿密な連絡を取り合っております。そういう状況でございます。

(3) システム対応と準備状況（まとめ）

四ページ目は今年のスケジュールの詳細ですが、すでに概略については申し上げましたので、繰り返しになる部分がございますが、来年の一月のところに「振替制度実施」と書いております。六月までのところが灰色に塗られています。これがすでに経過したところですので、今、真ん中のところまで来ているわけでございます。発行会社から機構に向けて矢印が三本出ていまして、それから、制度参加者、つまり証券会社などの口座管理機関からは、真ん中のところあたりに機構に

向けて矢印が出ています。これが今申し上げますました株主データと顧客データをそれぞれ私どもに提出していただいて、私どもが名寄せのバッチを回して、目視名寄せもして、株主の基本台帳をつくる作業をやっているところでございます。

株主データのところだけ先に申し上げますと、真ん中あたりに、三月から八月のところまで「名寄せ実績の承継、株主等通知用データの構築」というのがありまして、そのあとのところに「加入者情報システムの本番稼働」「総株主通知の先行実施」と書いてございます。これは何を言っているかというところ、この新しい株主の基本台帳のデータとソフトを使って、保振法上の今の実質株主通知をやってみようということなのですが、それを一〇月の末の基準日から実施します。つまり、新しいITソフトを実際に使うのは、そこからでございます。

この表でもう一つ説明したい点は、必要な手続きについてです。発行会社の一番上のところに、七月から一〇月ぐらいまでにかけて「同意手続」というのがあります。これは四〇〇〇の上場企業について、ペーパーレスの制度に同意しますということを、私どものほうに書類を出していただくというものでありますが、この書類は既に各社に送ってあります。これは法律上の手続になります。

それから、制度参加者のほうも、真ん中に、七月から八月にかけて「制度参加手続」というのがあります。これは証券会社等から私どものほうに、ペーパーレスのこのネットワークの仕組みに参加しますという書類を出していただくものです。これももう書類をお送りしてあります。御担当の方には、八月の中旬までに出してくださいというところでお願いをしているところでございます。

す。

以上が、一つ目のテーマであるシステム対応の準備状況やこれからのIT管理についてでございます。

(4) 株主の状況について

それから、もう一つのテーマである株主の株券保有状況はどうかということについては、お手元に別紙として「保管振替制度の利用状況に関する調査結果」という表がございます。

細かい内容は次のページのグラフで御説明をいたしますので、株主数のところだけ見てくださいます。株主総数が、一番下の合計欄に約五一〇〇万人とございます。これはグロスでの株主の総数でございますので、一人あたり三・六銘柄持っているとすると株主数は一二〇〇〇〜一三〇〇〇万人かなというふうにさきほど申し上げた、その数字でござ

いたします。

その上に「個人・その他」と書いてありますが、株主数から言えば、圧倒的に多くを占めるのは個人投資家です。約五〇〇〇万人。「機構預託株主」というところが約四〇〇〇万人になりますから、これだけ見ると、一見、約一〇〇〇万人弱、九〇〇万人強のタンス株主がいるというふうに見えます。しかしながら、今申し上げましたように、一人で複数銘柄を持っているということがあります。また、ちよつと技術的な話になりますが、「登録単元未満株」というのがあって、これは発行会社の単元未満株の台帳に登録してあるものですが、単元未満株の台帳に載っている単元未満株式については株券を発行しておりません。これがグロスで七〇〇万人ぐらいいるということなので、実質的にタンス株主はどのくらいいるのかというのを後で御説明いたしますが、要は一〇

○万人から二〇〇万人ぐらいだろうなと思つていきます。この表はそれだけを見ていただければ結構でございます。

その次に、全体の株券がどういふところにどういふ形で分布しているのかということを示しているのが、別紙の二ページの「保管振替制度の利用状況」と書いてある資料になります。この真ん中にグラフがあります。全体で三八〇〇億株ございます。これは株数ベースです。株数で経済価値を見るといふのは少し適さないとあるんですが、一応株数で全部データを集めております。

持ち主としては、aの金融機関、cの事業法人、dの外国人、eの個人が主なところとなっておりますが、株数として一番多いのは、一番右上にあります金融機関の二九%。その次に多いのは、個人の二八%。それから、外国人が二一%、事業法人が二一%となっております。

外国人の保有比率は、新聞報道などでは三割弱、二七〜二八%となっておりますが、それは東証の統計等から算出しているもので、議決権個数に着目して単元株数調整をした数字です。このグラフは単元株数調整をしていない株数ベースの割合ですので、外国人は重厚長大型の一単元一〇〇〇株みたいな会社のは余り持っていないということ、割合としては小さめにできています。経済的には、三割弱を外人が保有していると言うほうが実態を反映していると思いますが、株数としてはそういう状況にあります。

a、c、d、e、この四つのグループはこういう状況なんです、この図の斜線のところが預託されている部分です。全体三八〇〇億株のうち預託されているのは八三・五%です。

これについては、正確に実態を申し上げます、最初から券面を発行しないということを株主が申

請した場合には、会社法上、発行会社は券面を発行する義務がないのですが、全体の三八〇〇億株には、そういうものが一七〇億株ぐらい含まれています。

なぜ株主がそのような申請をするのかというと、典型的なのは、例えば日産の株主であるルノーの場合です。ルノーは日産自動車の株を持つたわけですけども、これは売る気がありませんので、コストがもつたいたいで券面を発行していません。こういう世界では最初から券面がありません。売買する気が全くありませんから、券面を保有する必要はないんです。

この部分を総数から除外すると、預託率は、三月末で実質八八%です。したがって、預託されていないのは、三月末で残りの一二%、約四六〇億株です。その非預託分は、このグラフでは白のところになります。cの法人とeの個人が多く

なっています。その内訳がどうなっているかというのが次の問題ですが、それは次のページにグラフがございいます。

実質的な非預託の四六〇億株、約一二%に相当する部分ですが、この中身は何かといいますと、右側にありますように、「保護預かり」が一五〇億株、「金融機関受入担保」が五〇億株、「独自保管」というのは、いわゆる「タンス」と言っているものです。これが二六〇億株です。

この保護預かりと金融機関受入担保で約二〇〇億株ございますが、このうちの二〇〇億弱については、新たにちよつと知恵を出して今進めておりますが、年末にどさどさと持ち込んで来ないでもいいように、計画的に事前に特別な管理をしまして対応いたします。「事前確認スキーム」と言っているんですが、何をやるかというところ、証券会社等が、金庫に保管している株券を、先にTAに送

り込んで真贋チェックをして、真贋チェック済みであるというものをデータに管理して、このデータを年末にドンと私どもに移しかえて預託するというものです。年末の一ヶ月前から預託が禁止される最後の二週間の直前までは、本人同意なしに保振預託ができるという法律になっていますので、そういう準備をしておけば、年末に忙しいということではないだろうということですが、その分が一〇〇億株弱あるんです。その分は、実質的には移行について心配がないというところがございます。したがって、タンス株の二六〇億株と、保護預りや担保分、特に保護預りですが、そのうちの事前確認スキームを使わないところがこれからどうなるかというのがポイントでございます。

そこで、これの法人、個人の内訳を見ていただくと、タンス株については、個人が一三〇億株、法人が一二〇億株です。法人の分は、たくさん

持っていても持ち主ははっきりしていますし、特にこの保護預りの分は、お客である法人に対して今一生懸命になって、「特別口座に行くのか、保振に持っていくのか、早く決めてください。夏場には決めてください」というお願いを大手証券の一部で行っております。これが広がっていくだろうと思います。

一月を迎えたときに特別口座に行くということになると、持ち合い株としてはどういうことになるのか。売る気がないから、それでもいいんじゃないかとも思われます。しかし、発行体からすると、特別口座は発行体の管理ですから、コストは発行体が負担します。あれこれいろいろ考えることはいくつかありますが、もうそろそろ決めてくださいというふうにしていますから、少なくとも証券会社の保護預りの法人の持ち合い株については、もうそろそろどっちかの対応に白黒がつくと

思います。

これと性格的には同じなんですが、残りの法人の持ち合い株、たとえば自分で持っているものや銀行の金庫に預けてあるというものは、例えば銀行も同じように、取引先に「預かっているものがありますか、これはどうするんですか」ということをやっていこうといただいているように思います。

(5) 個人のタンス株について

年末に向けての最大の問題は、個人のタンス株の一三〇億株です。これについては二つの点について議論がされています。

一つは、これがかつての特定口座騒ぎ、あれはもう二年半ぐらい前になりますか、あのような騒ぎになったら大変だというのがあります。あのときあれだけ苦労して、一か月当たり四〇億株しか

処理できなかったが、もうあんなことはできないだろうという経験があります。

そこで、私どもと証券会社とでそのあたりについて相談をいたしまして、大体の対応のフレームができています。一〇月からは、証券会社が保振に持ち込むことについては、各社ごとにシーリング的なものを作りましょう、T Aの一日当たりの事務処理や真贋チェックの処理限度内で日々の預託をしましょう、ということです。

例えば特定口座騒ぎのときには、旧株券が出てきた、満州の株券が出てきたなど、いろんなものが出てきたわけです。あの経験から、一日にどのくらいの件数を処理できるかという限度をT Aに出していただいたら、件数にして一日一万五〇〇〇件、株数で見ると二億株から三億株、ということでした。今、毎日五〇〇〇件程度しか持ち込んでいませんから、今の足元の三倍ぐらいまでは十

分対応できません。

これを超えてしまう場合はどういうことになるのかということですが、一応の仕組みとしては、毎日、毎日、A証券会社が持ち込むシーリング分は決まっていますから、それでいくら持ち込みますよということを事前に御連絡いただく。そうすると、「オーバーするものは困りますよ。すき間があった分はほかに回しますよ」ということになります。排出権じゃありませんが、そういうことを日々やっていこうということです。私もからT Aへの持ち込みを計画的にやっていこうという趣旨です。証券会社としては、明日持ち込める限度を超えたということになれば、その分は翌々日持つていくということになります。こういうやり方をしていけば、投資家に迷惑をかけることはまずないだろうというふうに踏んでおります。それから、もう一つは、これが年末ぎりぎりに

来られるとちよつと難しい問題が発生します。法律上、一二月の後半の二週間は預託・交付はできません。私どもが信託銀行に株券を持つていて、真贋チェックや名義書換が全部完成して、もう心配ないぞとなるまでに二週間ぐらいかかる。ですから、後半の二週間は預託・交付を禁止にしているわけです。

しかし、一二月の前半にドサドサと持つてこられると、年内に預託の手続、つまり真贋チェックをし終わらないというので、そのままペーパーレスの制度になつたらどうなっちゃうんだという心配が理論的にはあるわけです。この辺は理論的な問題、制度の問題、運用の問題、少しこれから細部を詰めていくところがありますが、そんなにいっぱい来てしまう可能性は実際のところどうなのか、これはだれにもわかりません。少なくとも特定口座騒ぎのときは、年内に手続をしておかな

いと、従来どおり高い税金を払わなくてはいけないということが投資家に伝わりましたので、これは大変だということで、とにかくタンスをあけて、いろんなものを全部持ち込んで、証券会社に行列をなしたわけです。

今度は、税金は関係ないんです。したがって、タンス株主は、三月末で一〇〇万〜二〇〇万人ぐらいで、金額にして一〇兆強ぐらいですが、その人たちが秋口からどっと来るという可能性についてはよくわかりませんが、少なくとも特定口座騒ぎのような動機はないわけです。あるとすれば、これを年内に持つてこないと、株主としての権利が無価値になっちゃうというような間違った報道もあるのです、それは大変だということになります。今日お集まりの方は、そんなことは全く違うということとはよく御存知です。これは後で少し丁寧にお説明をいたします。

数字だけから言うと、日々二億株の処理ということは、二か月半、一〇月からこの運用を始めますから、二か月半で一〇〇億株です。つまり、一〇月、十一月、十二月の前半で一〇〇億株、日々の処理可能量が三億株であれば一五〇億株、を処理できる体制を、T Aと証券会社と私どもで組んだわけです。分母のところはどのくらいかというところ、個人のタンスが一三〇億株です。三月末以降の預託分が減りますからマイナスアルファや、それ以外のもの、法人のものがあるかもしれませんが。しかし、法人のものがあっても、法人の数は知れています。したがって、この個人タンス株の一三〇億株マイナスアルファ、プラスベータが、年末にドサドサと来る確率はどうかということでございますので、一〇〇億株ないし一五〇億株を処理できることの持つている意味というのは、常識的には相当懐が深いということが言えると思っ

ておりますが、この辺は、これから秋口にかけて、状況に応じて弾力的に対応しなくてはいけな
いかなとは思っております。

(6) 名義書換、住所変更を届けていない

株主について

それ以外の問題としては、例えば、前からPR
でも言ってきております一番の重要なところは、
名義書換をしていない人、それから住所変更を届
けていない人、これらの株主です。

名義書換をしていない人については、典型的に
は二つのケースに分かれます。相続財産がそのま
まになっていて、名義は亡くなったお父さんであ
るといふケースと、いわゆる失念株のケースで
す。

相続のケースについては、特別口座へ行つたと
しても、権利がおかしくなるということは全くあ

りません。株主名簿に載っている名前は天国にい
るお父さんですから、天国にいるお父さんが、
「それはおれのものだから、天国のほうに口座を
変えろ」。そんなことはありませんから、権利が
なくなるリスクというのは、実は相続については
ないんです。

ただし、相続に伴う名義書換の手続について
も、年内にやっておいたほうがスムーズでしょ
う。年明けになると、本人確認義務がきつくなる
でしょう。本人確認義務の法律が変わるわけでも
ないのに何故と思われるかもしれませんが、今は
株券に効力があり、法律によって株券を占有して
いる人に権利があると推定されますので、それを
根拠にした実務が行われているわけです。それ
が、一月以降は証拠書類にすぎなくなってしまう
う。そこは質的に違う。

そのことによつて、相続について、証券会社の

窓口における手続きが実際上どう変わるのかというのは、細かい点はまだ決まっています。方向としては、今よりきつくなるだろうということがございますので、相続財産についてまだ整理し終わっていない方は、年内に早くやっておいたほうがいいですよということを一生懸命お勧めしているわけです。

それから、住所変更を届けていない人。これは結構いると思うんです。生活実感から言っても、引っ越しをすると、学校と郵便局と保健所と区役所、電気、ガス、水道、新聞、そういうところは日々生活がありますからすぐに届け出ます。しかし、証券会社の窓口のほうには、そんなにしょっちゅう売買するわけでもないしと、届けない、ほったらかしの人は結構いるんです。

その中には、株主総会の通知を出しても返ってきてしまう、あるいは配当のチケットを送っても

返ってきてしまうという人も結構います。所在不明株主については、法律の根拠ができて、五年間送っても返ってきてしまう人については、三か月公告をして、その公告期間が明けたら、その分の株券を発行して、それを取引所で売って、その現金を旧株主のために会社が留保して持っているという制度ができました。しかし、まだ余り使われてはいません。

住所変更を届け出ないためと思われる郵便物の返送はどのくらいあるか、その名前はだれかというのは、TAは全部わかっています。したがって、これは来年になってから処理すればいいやと発行体は思っているのではないかと思えます。このようなこともありますので、三年前に引っ越したのにほったらかしたままなどという人は、今のうちに発行会社に連絡をとって、住所が変わった届出をやっておいたほうがいいですよ

いうことを言っています。

(7) 失念株について

理論的に一番危ないのは、旧売り主の名前のままでそのまま株主名簿に載っている、いわゆる失念株です。これが理論的には権利を失う可能性がありません。どうしてかというと、その旧売り主のところ、また株主総会の通知とか、場合によっては配当の支払い通知なんか来ますので、中には、「ひどいじゃないか。おれはもう売っちゃったのに、何でこんなのが来るんだ」と正直に文句言って、証券会社やTAに通知などを持ってきてくれる人もいます。私どもに抗議の電話がかかってきたこともあります。

ほとんどの人は売却したので放ってある、しかし中にはしめしめとばかり、株券電子化の後に株主名簿上の名義人つまり旧売主の名前でできる特

別口座から引き出して売ってしまう人も考えられます。偶然ですから余りないと思うんですが、その場合には善意取得が生じて、失念株主は権利を失うリスクがありますよと注意喚起をしています。

しかし、このような失念株が全体の二割もあるなんてことはあるわけではない。失念株の割合というのは、正確な統計がありません。ありませんが、TAの実務家に感覚で聞いてみると、「1%もないんじゃないでしょうか」と言っています。もともとずっと少いという見方もあります。したがって、一三〇億株、一〇〇万人から二〇〇万人ぐらいのタンス株の1%というところ、数字としては非常に小さいウエートのものです。しかも、そのうち権利を失う事となるケースも多いとも思えない。しかし、これは最後までPRをしていこうと思っています。

「私どもも証券業協会や当局、関係方面、証券会社も一生懸命いろいろ預託促進のPRをしています。全体として、保振預託の推進という意味のPRは、八月ぐらいいまで終わりかなと思つています。九月、一〇月、特に一〇月以降は、最初の馬拉ソンの例じゃありませんが、三七キロぐらいいから新たな課題をランナーに指示するようなコーチはおりません。今やっている仕事をきっちりきちんと年末までこなしていくことに尽きます。」

(8) 特別口座について

そうすると、投資家向けのPRはこれからは何をやるかというところ、今の失念株については引き続きやっていますし、住所変更についても引き続きやっていますが、特に特別口座に行った場合、どうなるのか、特別口座に行つてはまずいのか、どういふ点がまずいのか、どういふ

人にとってはまずくないのか、そういうことを中心にして、これからPRをしていこうと思つていきます。

特別口座に行くときまずい点としては、しょっちゅう売ったり買ったりする人にとっては、一月の前後を挟んで五週間は売買ができなくなつてしまふことがあげられます。

十二月の最後の二週間は預託・交付ができませんが、預託できないものを市場で売ることができません。また、一月に入つて最初の三週間ぐらいいは、膨大なデータを確定して、特別口座の電子台帳に権利を全部移すための準備の作業が行われます。その棚卸、確認のため特別口座から動かすことはできません。

私どもに預託された株券については、全部電磁的にデータにとって、このデータを特別の場所に移して、そこで何と何の権利が移管されたのか、

元の株券の写し、その他全部電磁的に特別のところで保管をしていきます。もちろん一〇年は持っています。そこから先はちよつとまだ決めていません。

そういう棚卸を完全にするわけですが、それにはそれなりの時間がかかります。つまり、私どもに預託されていないもの、特別口座分については、その特別口座の数字をきちつと確定するという作業に三週間ぐらいかかるだろうと言われていきます。したがって、特別口座に行ってしまう人は、その三週間は売ることができません。これがおそらく唯一のデメリットといえ、デメリットです。それ以上のデメリットはほとんどないんです。権利を失うというリスクは、さつき言ったようにごく一部しかありません。

今までの長い間の株券の管理についての延長線上で考える限りは、何も問題ない。ただし、売り

たいというときには、証券会社に開く振替口座（売却が可能な口座）に移して、その口座で売りに出すということになります。

したがって、タンス株がゼロになるということが目標であるとか、保振預託が何パーセントでなければいけないとか、そういうことは基本的になんです。全体がスムーズに移行できて、本人の不注意や責任がないにもかかわらず予想外の事態が起きることがないように、全体の仕組みがちつと移行できるようにすることが最大の課題でございまして、「およそ一〇〇万人から二〇〇万人いるタンス株主を全部一掃しよう」というような、決してそういうできないようなことを目指しているわけではありません。

こういった対応で、全体がうまくたどり着けるだろうと思っっていますので、そういうふうな秋口以降のPRのシフトをしていこうと思っ

す。既に株主あてには年間五〇〇万枚のパンフレットが配布されています。これは発行体から株主総会の都度、株主に送られています。このパンフレットにはあれこれいっぱい書いてあります。が、要は今申し上げましたようなポイントに尽きるわけでございます。

二、ポストペーパーレスの課題

(1) 世界の取引所の合併・連携の動きと

清算機関・決済機関

もう一つのテーマであるポストペーパーレスの課題について、簡単に付言させていただきます。

お手元の資料の六ページ以降に、「ポストペーパーレスの課題」としていくつか書いてございます。

これは逐一細かくお話ししませんが、世界の株

式市場、資本市場の動きというのは御承知のとおりでございます。いろいろな事情から、どんどん市場間の距離が縮まっております。取引所の合併というのがまだ進行中です。数年前、大西洋を跨いだニューヨーク証券取引所とユーロネクストとの合併は非常に大きなショックを与えましたが、それは今や当然のこととして、ドバイの取引所が北欧の取引所の株を買ったとか、そこにアメリカのNASDAQが乗り込んできたとか、取引所の合併、連携はまだまだ続いていくと思います。アジアの取引所と日本の取引所の関係がどうなるかというのも、大きなテーマの一つになっております。その背景にあるのは御承知のとおり、世界的な資金の流れ、グローバル投資家の存在です。ボリューム的にも投資行動の面から見ても、非常に大きな影響を与えており、今後その存在感が弱まるといふ予測は全くありません。石油をめぐる最

近の動きは一つの例です。

それ以外でも、香港、シンガポールもそうです。いずれ上海もそうなるでしょう。ベルリンの壁の崩壊から、IT・情報通信の発達、それに伴う投資の具体的な手法についての大きな変化の流れが後退するということはないと考えられます。

その中で、インフラが利用者のニーズにどう対応できるのかということが、取引所・清算機関・決済機関に係る世界的な連携の動きの背景にある一番大きなものだと思います。

ヨーロッパは、EU域内の一本化を目指してきました。最初はドイツ、フランスが一緒になるのかと思ったら、そうはなりませんでしたが、実質的な一本化に向かって、極めて過激な手法も使って進めております。そのヨーロッパにアメリカが乗り込んできています。ヨーロッパでは、この一〇年間、最初は決済機関の統合から進みました。

これにはそれなりの理由があると思って見ています。

それが次に清算機関の統合に波及しました。では取引所はどうなるんだ。結局、大陸の二つの統合の流れに対し、ロンドン取引所はどうなるのかまだよくわからない、ということが数年前までの状況でした。最近では、取引所の大合併、大連携が始まって、ロンドンでは清算機関の再編の真最中であります。これが決済機関にどういう影響を及ぼすのかというのが、私ども、日本だけではなくて、当然アメリカ、ヨーロッパ、一部のアジアの清算・決済機関の大きな関心事です。

(2) **世界的な動きに対する我が国の対応について**
したがって、これらについては、決済機関同士は頻繁に会って、いろいろな議論をしています。私どもも、アメリカのDTCC、ユーロクリア、

クリアストリームの社長、幹部と頻繁に会って、どのように考えるかということを議論しています。その結果はつきり言えることは、連携が進むだろうということです。現に連携についてのいくつかの提案が複数の海外決済機関から来ています。CSD間の連携、アジアにおける連携が必要になったときに、日本が遅れをとるわけにはいきません。

清算・決済機関の外国との連携について、どういきつかけで起きるか、どういうニーズが出てくるかということを全部予測することはできませんが、いろいろな制度的な理由・経緯から、外国の主要なCSDが持っている機能で、私どもが持っているというところがあるような状態では、いざ提携の話があったときに、「それは、私ども日本には例がありませんので、手を結ぶわけにはいきません」というようなこととなり、金

融・資本市場の競争力強化のための、清算・決済分野についての対応として適切であるということにはならない。そのようなことでは、投資家はシンガポールや香港、上海に行ってしまうだろうと考えられます。

したがって、昨年から金融庁や決済インフラ機関の間で私どもが議論しているのは、そういうところだけはまずしっかりしておこうということです。そして、いざ提携など具体的な話になれば、それはそれできちんと対応する。もちろん基本的には、あまりニーズがないところに投資をする人はいませんから、全て実現しようと考えているわけではありませんが、実現させようとした場合に法律面で問題になる部分はないかということを議論しています。同時に、昨年くらいから、カストディアンなどもこの議論を少しずつ始めております。その項目をここに並べてありますが、これ

について今どうこうという具体的な見通しはありません。しかし、これらについての議論をやるだけやっておかないと、いざというときに輪に全然入れないということではいけないということです。

(3) 実務面での課題の検討

①クロスボーダー取引の円滑化

これは、CSD間で口座の持ち合いをしましようというものです。ヨーロッパでは盛んに行われています。また、ヨーロッパはこれの手法をアジアにも持つていこうとしています。アメリカとの関係でも、そのような話が出てきても全然おかしくありません。仲間外れにならないような制度的対応だけはしておこうというものです。

②外国証券に係る法律問題の整理

これはちょっと専門的ですので簡単にしますが、保振では外国株券の保管振替決済業務を行っています。かつて東証外国株市場には百数十社が上場していたのが、今少し寂しいということで、東証は対応を一生懸命行っていますが、外国株券の振替については振替法で手当てされていないので、法律上の根拠をしっかりとっておきたいというものです。G30の勧告の第一章には「法律の基礎をしっかりとすること」と書いてあるわけでございます。

③国内における外貨資金決済インフラ整備の働きかけ

今、取引所では円建て取引しかやっています。仮に取引所で外貨建ての取引を行うこととなりますと、これは外国にも幾つか例があります

が、そういうニーズが出てくれば、当然、清算・決済も外貨建ての決済が必要になるのではないか。しかし、この話は、証券決済の分野に限定されるものではなく、もっと幅広い外貨建ての取引、金融・資本市場全体の中の一つの項目ということでございます。具体的にどうこうというわけではありませんが、こういう勉強もしていこうというものです。

④フェイル・カバー機能の強化

日本ではフェイルが少ないので余り話題になっていませんが、海外では、何らかの理由で決済日に渡方が証券を渡せないというときに、受方や、その証券を更にその先に渡す場合にその二次的な受方にまで影響が及ぶことを防ぐために、インフラ機関が対応する仕組みを持っているところがあります。

日本はこのような仕組みを持っていません。これをそんなに使わなければいけないという実態にはないのですが、使う場合たまにはあるでしょう。そういう機能を持っていないと、ちよつと寂しい、情けない思いをするのかなというふうなものでございます。

⑤STP化の更なる推進

かつてT+1について議論が行われていました。ペーパーレス化が進み、照合も世界一のレベルになっている状況で、T+3からT+2に、若しくはT+1にすることは、おそらく国内取引について言えばそれほどハードルは高くないと考えられるのではないのでしょうか。しかし、非居住者取引については、取引及び決済について国内取引に比べて多くの仲介者が介在することなどから、現状ではT+1が現実的とは言えません。

非居住者取引の比率が高まっている状況を踏まえると、直ちに決済期間の短縮を考える状況にはありません。それに向けては、STP化の更なる推進が必要になります。

STP化の推進については、大きな役割を果たすであろう国際標準のメッセージ・フォーマット、電磁的にデータを送るときの約束事等の検討が国際的にどんどん進みつつあります。SWIFT・フォーマットというのはヨーロッパ発ですが、一部では使っています。アメリカは国内的な手法を使っており、日本でも一部しか使っていない。これを先々どうするかについて、私どもは中で、また関係者とも議論しています。

国際会計基準の話もそうですが、国際標準化の作業について、話が固まってきてもうどうしようもないという状況になってから議論に参加して

も、日本の要求を入れてはくれない。いつもそうです。ですから、私どもは、昨年からいろいろ経緯があつてのことですが、国際標準化についてSWIFT本部との議論に入っています。審査委員会の中にも入っています。

SWIFTと覚書も結びました。その覚書の内容は二つあります。一つは、決済分野で次世代国際標準となるISO20022という通信方法について、我々はこの方向に沿うべく勉強を進めますというものです。二つ目は、日本側の要求が合理的であれば、それを国際標準に入れるということについてSWIFTの事務局が努力するというものです。

この関係の議論を一年近くやっており、ビジネスの世界から日本特有の要求を出してもらい、これを全部突きつけていますが、SWIFTはそれらを取り込むべく努力してくれています。国際標

準についての議論が進んでしまった後に入っていくのは非常に損であって、早く議論に加わって日本の事情を国際標準の中に入れるようにした方が得ではないかということで、そのようなことも一生懸命やっています。

⑥店頭デリバティブ取引への照合システム等の利用

店頭デリバティブ取引は急速に膨らんでいます。わが国ではまだ土台は非常に小さい。銀行の信用リスクのマネジメントの市場化というわけですから、そんなに欧米のようになるとはとても思いませんが、これももう少し進んでいくでしょう。アメリカはITを使って、この分野でもいろいろなサービスを提供しています。それについて日米で一緒にやらないか、勉強しないかという個別の提案も内々来ています。そのような話が幾つ

かあります。

⑦元利金・配当金等の代理受領サービス

これは、CSDが権利者のために、発行体から元利金・配当金を受け取って、口座管理機関に回して投資家に配るというものです。こういうやり方をしたほうが、発行体にとってもコストは下がるし、口座管理機関にとっても事務手続が非常にシンプルになるといっているので、こういうことも議論しています。

⑧CCPの機能連携

アメリカでは、決済機関でありカスタマー・サイド取引のCCPでもあるDTCCとストリート・サイド取引のCCPであるNSCCの共通の参加者が、一方から資金を受けて、もう片方に資金を払う場合に、それらを相殺できたり、共通の参加

者が破綻した場合に、一方のCCPの預かり担保が不足していても他方のCCPのそれに余剰分がある場合には不足している方に充当できるなど、参加者にとつての利便性などにプラスになるようなマネジメントを昔から行っています。わが国でも複数のCCP間でこのようなことができないか検討してはどうかというものです。

⑨5日目決済の廃止等

5日目決済の廃止等については、ちよつと特殊なもので、説明を省略いたします。

その他、頭の体操として、東京証券取引所が主催している排出量取引の勉強会にも入っています。排出量の決済について、振替法と同様の考え方や、保振が持っている決済のITの仕組みを活用すれば、効率的にできるのではないかという点も一つの論点です。

また、電子記録債権登録機関事務の受託ができないかとの議論がありますが、これもあるいは不可能ではないかも知れないということでありま

す。決済の仕組みというのは、いろいろ汎用性もあります。特にマッチングの仕組みは非常に汎用性がありますので、狭い意味の資本市場の中から、もう少し広がっても使えるような仕組みではないかと思っています。

最初に申し上げましたように、この電子化の意義というのは、資本市場の中では流通だけではなくて、誕生日、つまり証券の発行のときから葬式、つまり償還、消却までということになります。かつ私どもはこの電子化をきっかけにして、ビジネス全体があちこちで合理化、標準化、一本化、透明化が進むだろう。現在情報の交換、コーポレートアクション情報等いろんな情報のやりと

り、証券会社と当局と東証と、保振、証券会社同士、いろいろな情報交換がたくさんあります。これらがシームレスになって、電子的な活用が可能になる。いろんなITの使い方というのが広がっていつて、いわばビジネス全体の合理化のほうにもつながっていくといいなと思っておりますが、とにかく当面は、来年一月の株券の電子化をきちつと迎えて、それに向けた制度移行をきちつとやるというところに全力を挙げていきたいと思っております。

ちよつと時間をオーバーして失礼しました。

高橋理事長 どうもありがとうございます。株券電子化の準備状況から、ペーパーレス後のいろんな面からの問題点について幅広く触れていただいたと思います。巷間いろいろ心配されている電子化の準備状況も、昨日のテストでは非常にうま

くいったといううれしい報告もあつたかと思ひます。

こういう機会でございますので、証券会社の立場、発行体あるいは投資家の立場に立つて、まだまだいろいろ御質問になりたいようなことがあるかと思いますが、若干時間をいただいておりますので、どうぞ御自由に、御質問なり、御意見なり、御発言いただきたいと思います。

いかがでしょうか。

竹内 ちよつと一つつけ加えたいと思いますが、テストも始まつたばかりなので、昨日あつたテストについて申し上げましたが、さすがにITでするので、これは気を緩めることはできません。どういふバグが潜んでいるかというのは、神様しかわかりません。

したがって、証券会社の経営陣にこれからずつと申し上げていきたいと思っておりますのは、I

T管理は一般の業務と同じように、かつそれ以上に、証券会社の場合には、経営陣にとつて非常に大きなものだとすることを御理解いただいて、技術的なことはいいんですが、きちんとフォローしてほしいんです。

なぜならば、制度が変わって、株券ではなく口座管理機関の記帳によって株主の権利が確定しますから、みんなが参加して一月五日を迎えたのに、我が社だけはうまくいかなかったという場合にはどうということになるか。法律上、その社は顧客の注文を処理できないということになります。したがって、顧客がその社に行かなくなる、顧客がほかの社に行くということは目に見えているんです。ですから、私どもは全員が合格点に到達する、まかり間違っても、落ちこぼれということを起こしちやいけないと考えています。

それは別にその証券会社のためにやっているん

じやなくて、それに伴う投資家の迷惑は大変なことになりますということです。もちろんその社にとつては致命的になります。ですから、全社が遺漏なく電子化準備を完了することを目標にして、必ずそういうことにする、しなきゃいけないということで、個別にこれから目を光らせていきます。

ですから、証券会社の経営陣の方は、ゼビシテムの人任せにしないで、フォローをしていただきたい。これからそれを定期的に行っていたきたい。七月から、九月、一〇月まで、わずか数カ月の間のテストですから、そのテスト結果について、どうだったのかということフォローしていただきたい。これだけ最後にお願ひしておきたいと思ひます。

高橋理事長 二年前の竹内さんの話を聞いたときも、そういう注文を伺ったように思ひます。経営

管理に関係しておられる方は、ぜひお願いをした
いと思います。

何か御質問ございませんでしょうか。

特別口座に移行した株で、名義が自分のものにな
っていない場合、どういう手続が必要か。二週
間の間できないとか、そういう話はさつきあつた
とおりなのですが、一般的にどういう手続、ある
いは株券がない状況でどういう証明をするかとい
うことについての議論は、まだこれからという面
もあるうかと思いますが、今はどんな段階になつ
ているのでしょうか。

竹内 これは証券業協会が中心になって、それか
らT Aとも協議しながら、今いろいろな実務上の
モデルをつくっていただいている最中だと思いま
す。クリティカルな側面としては、極めてわずかな
なウエートだと思えますが、株券が他人の名義に
なっている場合には、来年一月から一年間だけは

単独請求で、証拠書類として旧株券がありますか
ら、これを持って行って手続きをする、特別口座
は他人名義になっていきますから、特別口座でそれ
を自分の名義に変えてもらうということができま
す。

それを過ぎると共同請求という手続きになりま
す。この共同請求というのは、実際上なかなか難
しい。いわんや、争いになったら裁判所だとかい
う世界に行っちゃいます。したがって、一年間は
単独請求が認められているわけです。

それから、特別口座については、これは法律
上、発行体が設置しなきゃいけないということに
なりますから、基本的には特別口座へ行っても、
株主にとってはその間に口座管理料のようなお金
がかかるということはないんじゃないかなと思
います。

特別口座に行くというのは、何もしないと特別

口座へ行っちゃうわけですから、株主にとって何らかの手続きが必要になるのは、株を売るときです。売るときには、もちろん証券会社のほうに口座を移管する必要があります。そのときには、本人確認の手続が、通常と同じように要ると思います。それ以外の実務上の特別口座の管理についての詰めというのは、いずれにしても、その辺がこれから秋口にかけて内容が詰まってくると同時に、証券業協会や私どもで、投資家向けにPRをしていく必要があるかなと思っています。

担保の世界も、一部ちょっと心配がないのかと言われているのは、金融機関の担保は、もうほとんどだれも心配していません。さすがに全銀協がこれだけ一生懸命やっていたら、銀行の担保管理の仕組みをよく作っていたら、各銀行が十分準備をやっていたら、と思っただけです。しかし、銀行以外の担保の世界もある程度あ

りそうなので、その辺について関係者で少し勉強をやっておりますが、株券がそんなに多く担保に使われているということじゃないんじゃないかなと思っております。

それから、心配し出せば切りがないのですが、今年末の株券電子化直前に悪い人が偽造株券かなんか作って、忙しくしている証券会社へ持ち込んで、制度移行時にそれをうまいこと保振に入れておいて、売って逃げちゃおうというようなことが起きるんじゃないか。これは三年ぐらい前に九州で起きました。そのときに保振で情報ネットワークSITRASというものを作って、それにアクセスすれば、偽造株券に関する情報を簡単に入手でき、偽造株券を証券会社がかまされないようにしようという仕組みをみんなで運用しています。

そういうことは、いくら悪い人でもよく知って

いるはずで。よほど間拔けな偽造団でもなきや、そんなことはしないんじゃないかなと思いますが、しかし、悪い人というのは、我々よりずっと頭がいいわけですから、そういうことがないようにという点も、注意していく必要があります。

高橋理事長 ありがとうございます。何か御質問ございませんでしょうか。

最後に、ポストペーパーレスということで、いろんな可能性の話があったり、それから、全体としてペーパーレスになったら、紙がなくなるコストだけではなくて、いろんな分野での展望が開けるじゃないかという話の中に、T+1というのがあって、T+1は非居住者取引のことにおいて置いて、国内取引に限定して考えることができるのであれば可能であるという話があったんですが、T+1について、取引所等との間で何か具体的な

話し合いといたしますか、検討が始まっているんですか。

竹内 いいえ、これはまだしていません。私どもの立場からすると、T+1の問題について、ヨーロッパ、アメリカが動き出すという兆候が見えたら、わが国も迅速な対応が必要だと思っております。

ただし、その前に非居住者取引に係る問題点をごのような方法によってクリアーできるかということと、日本国内の関係者がT+1を実現させようというエネルギーを結集できるかどうかという課題があります。

今はペーパーレス対応で頭が一杯ということもあり、T+1については今後の課題ということではないかと思えます。

高橋理事長 ありがとうございます。——何か御質問ございませんでしょうか。

それでは、時間も来ていますので、今日の講演
会はこれで終了にしたいと思います。

どうもありがとうございます。(拍手)

(たけうち よしのぶ・証券保管振替機構代表取締役社長)

(本稿は、平成二〇年七月七日に行われた講演会の
記録で、文責は当研究所にある。)

竹内克伸氏

略 歴

最終学歴 東京大学法学部卒業

主な履歴 昭和39年4月 大蔵省入省

平成4年7月 大臣官房審議官（証券局担当）

平成5年7月 日本銀行政策委員会大蔵省代表委員

平成6年7月 証券取引等監視委員会事務局長

平成7年6月 国土庁長官官房長

平成8年7月 国土事務次官

平成9年7月 商工組合中央金庫副理事長

平成12年6月 財団法人 証券保管振替機構理事長

平成14年1月 株式会社 証券保管振替機構代表取締役社長

平成15年6月 株式会社 ほふりクリアリング代表取締役社長

講演メモ

(2008.7.7)

一 株券電子化の準備状況

1. スケジュール

- 1) 制度参加者、発行会社（T A）、保振
- 2) 法令、システム、参加手続、株主関連
- 3) 先行稼働と全面稼働

2. 関係者の仕事

1) システム準備

- ① 参加形態
- ② テストの段取り
 - － 検収テスト、総合テスト（接続・送受信確認テスト、業務確認テスト）
- ③ 協会、当局の対応

2) 非預託株券の処理

- ① 所有者別の分布、非預託株券の分布
- ② 10月～12月の集中預託対応
- ③ 法人持合株の仕分け
- ④ 特別口座への移行
- ⑤ 他人名義（相続、名義書換失念）、所在不明株主
- ⑥ P R

3) 発行会社

- ① コーポレートアクション制限
- ② 端株
- ③ 同意手続

4) コンチプラン

3. 電子化の意義・効果

二 ポストペーパーレスの課題

東京市場の国際競争力の強化のためのCSDとしての役割（海外CSDの機能との国際比較）。

以 上

株券電子化の準備状況と
ポストペーパーレスの課題について

株券電子化の準備状況とポストペーパーレスの課題について

平成20年7月7日



株式会社証券保管振替機構
JASDEC 代表取締役社長 竹内 克伸

1. 株券電子化の準備状況



2. ポストペーパーレスの課題



株券電子化後の課題

●金融・資本市場競争力強化プラン(平成19年12月21日公表) (抜粋)

1. 信頼と活力のある市場の構築
世界の主要な金融センター間における競争が激化する中で、我が国市場を魅力あるものとし、その競争力を強化するためには、内外の投資者や資金調達者等の様々なニーズに応えるべく、多様な取引を可能とする確実かつ利便性の高い市場インフラを構築し、その機能を高める必要がある。
3. 安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等の構築
決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のためには、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることが重要である。

目標：東京市場の国際競争力の強化のためCSDとしての役割を果たす。

<求められるもの>

- ・ 安全かつ効率的で利便性の高い決済システム、投資家にとって使い勝手のよいもの
- ・ 取引のグローバル化への対応
(投資の分散化・国際化、市場間連携の動き、海外CSDとの制度調和、グローバル市場)
- ・ 投資家のニーズ等を勘案した新商品の取扱拡大

機構の証券決済制度改革に対する取組み

● 機構の役割

【従来】安全で効率性の高い決済システムの提供

※緑…安全な決済制度の構築
 黄…効率的で利便性を高める決済制度の構築
 赤…国際競争力を強化するための決済制度の構築

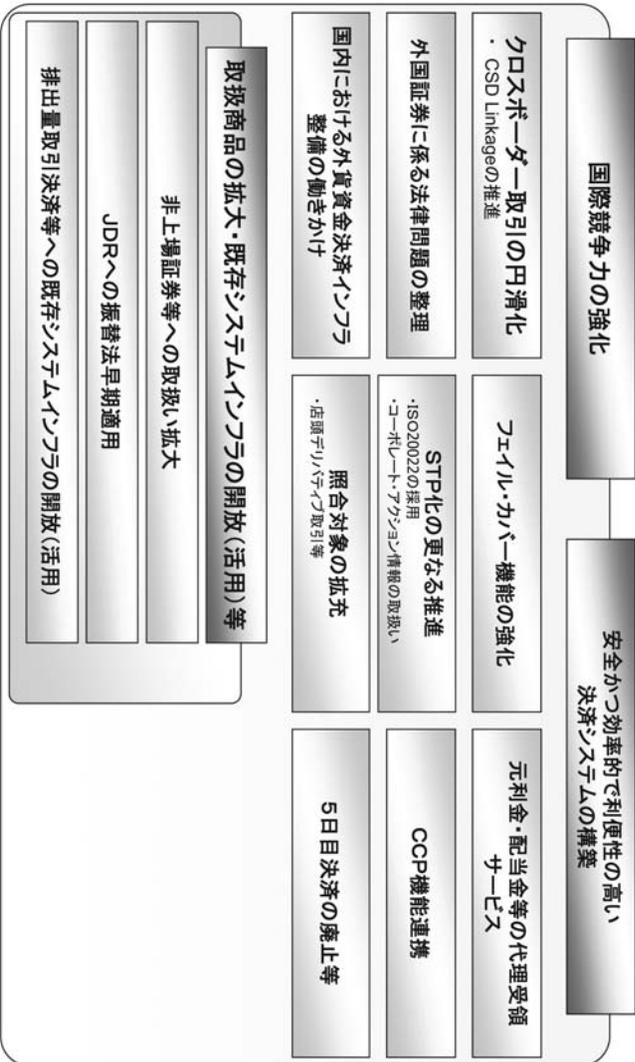


【将来】安全かつ効率的で利便性の高い決済システムの提供に努めつつ、東京市場の国際競争力の強化のためにCSDとしての役割を果たす。

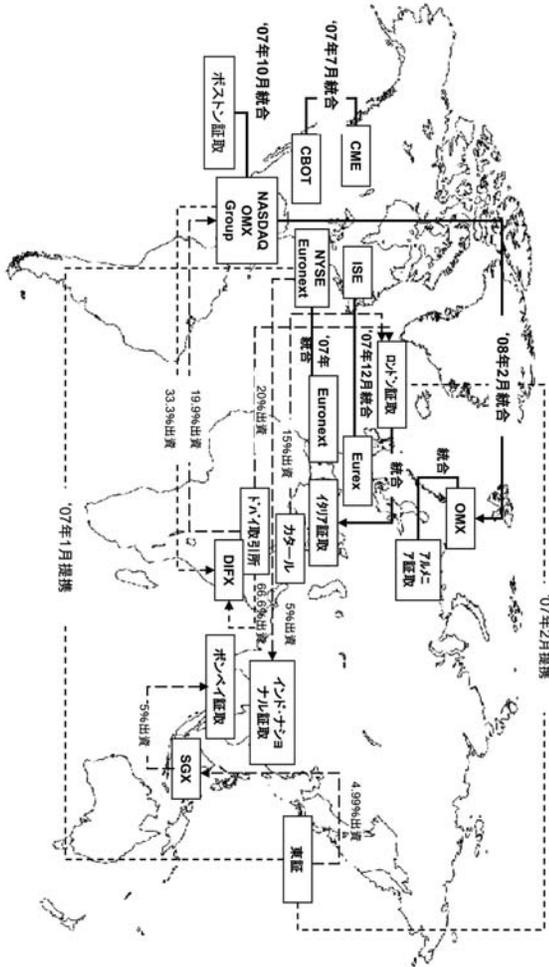
株券電子化後の証券決済制度改革検討事項案

～主要海外CSDの業務内容との比較等から～

●証券決済制度改革検討に係る各項目の位置付け



資本市場を巡る国際的な動き



証券市場を巡っては、投資家の行動が世界規模に亘り、各国市場の効率性・公正性あるいは迅速性の向上が求められており、市場間競争の激化が取引所間の統合を促進させている。

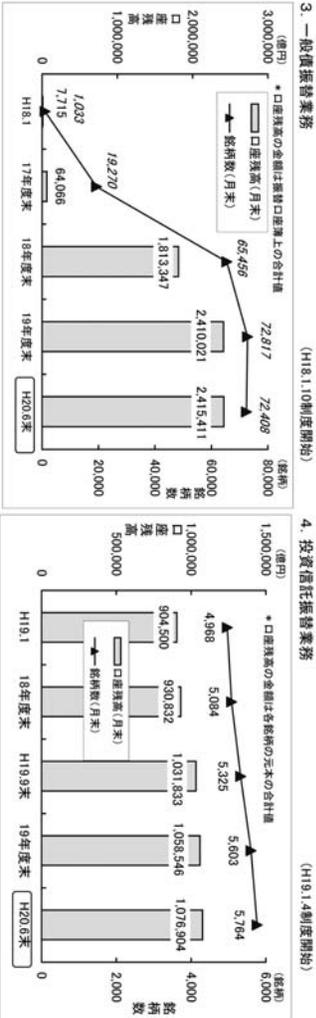
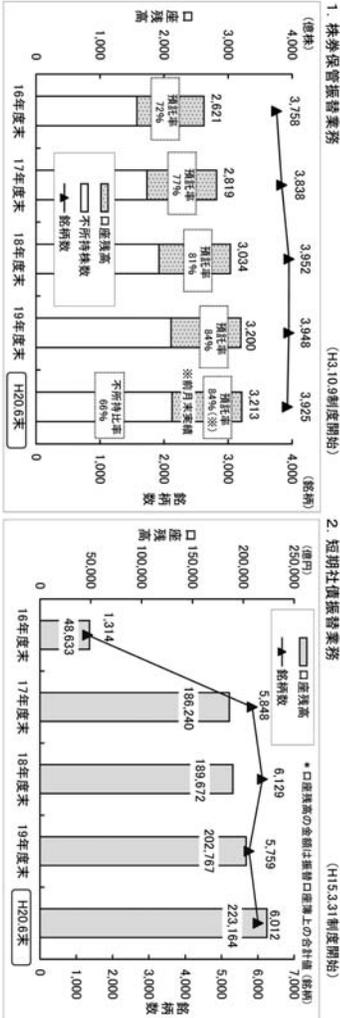
清算・決済の分野では、特に欧州において清算・決済のための行動規範の制定により、清算・決済機関のアンソニー・ブリングが求められており、CCPの新設や従前は異なる市場への清算・決済サービスへの参入が加速されている。

今後予想されるCSDの統合等の動向

1. T2S
Target2-Securities については、本年7月4日までに各CSDIに参加意向の表明を求められている。2009年3月までにはECB及び参加CSDの正式な機関決定を行なう予定としている。
2. ユーロクリアと北欧CSDの統合
フィンランドとスウェーデンのCSDを傘下に置くNCSDとユーロクリアが、2008年第4四半期に合併を予定。合併後、両CSDの決済業務は、2011年に稼働が予定されているユーロクリアのシングルプラットフォームに移管される予定である。
3. Link Up Markets
CSD7機関(クリアストリーム(ドイツ)、イベリアクリア(スペイン)、OeKB(オーストリア)、SIS(スイス)、Hellenic(ギリシヤ)、VP(デンマーク)、VPS(ルクセン))が各CSD間の相互接続を目指して合併会社を設立。2009年上半期に稼働予定。

業務の状況(機構取扱有価証券の口座残高等の状況)

参考



株券電子化の準備状況とポストペーパーレスの課題について

財務の概況

1. 収支の推移

	参考									
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 【手帳】	平成21年度 【中期経営計画】	平成22年度 【中期経営計画】	平成23年度 【中期経営計画】	平成24年度 【中期経営計画】
株券等戻金手数料	11,115	12,422	16,629	12,945	13,604	12,297	11,733	-	11,637	-
株券等戻金手数料	5,040	5,468	5,169	5,565	5,782	4,499	711	2,677	2,898	-
株式等戻金管理手数料(発行費)	-	-	-	-	-	1,044	1,044	4,176	4,176	2,898
株式等戻金管理手数料(発行費)	-	-	-	-	-	568	568	588	588	588
OP手数料	22	-	-	53	-	287	1,258	1,257	1,257	1,257
投資手数料	-	-	-	-	-	1,360	988	1,023	1,060	1,060
決算戻金手数料	1,325	1,405	2,007	1,951	2,145	2,058	1,956	1,956	1,893	1,893
名義簿換取手数料	1,721	2,107	1,894	1,398	1,150	901	0	0	0	0
その他手数料	1,676	1,714	1,394	1,361	1,491	1,281	1,005	988	988	988
(手数料勘戻入)	(Δ3,775)	(Δ4,451)	(Δ6,214)	(Δ3,013)	(Δ1,533)	-	-	-	-	-
控除利益合計	17,124	18,718	21,361	22,117	25,590	25,629	24,658	24,550	24,550	24,550
人件費	1,485	1,527	1,802	2,254	2,342	2,524	2,592	2,791	2,791	2,791
業務委託費	2,543	2,679	2,530	2,614	2,588	2,983	2,983	725	52	52
シノエ△維持関連費	4,314	4,871	4,734	5,087	6,973	9,280	6,303	5,891	5,891	5,891
減価償却費	2,837	3,922	3,732	3,870	5,604	6,501	6,300	6,300	5,654	5,654
不動産賃借料	236	283	408	451	502	526	674	730	730	730
広告費	264	462	420	601	720	647	326	326	326	326
名義簿換取費	1,866	2,302	2,202	1,645	1,286	993	1,980	1,980	1,980	1,980
その他	952	864	919	1,224	1,578	2,339	1,833	1,833	1,833	1,833
控除費用合計	14,500	16,915	16,748	17,748	21,596	25,379	18,333	17,386	17,386	17,386
控除利益	2,623	1,803	4,612	4,368	3,993	Δ125	5,725	7,163	7,163	7,163
控除費用	2,594	1,388	4,578	4,352	3,995	Δ213	5,590	7,180	7,180	7,180
控除利益	2,589	1,541	4,536	4,124	2,440	Δ213	5,590	7,180	7,180	7,180
当期利益	1,654	1,010	3,003	2,493	1,324	-	-	-	-	-

2. 純資産の部の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 【手帳】	平成21年度 【中期経営計画】	平成22年度 【中期経営計画】	平成23年度 【中期経営計画】	平成24年度 【中期経営計画】
純資産合計	10,650	11,435	14,209	16,388	17,372	12,297	11,733	-	11,637	-
(資本金・資本準備金)	(8,500)	(8,500)	(8,500)	(8,500)	(8,500)	4,499	2,677	2,898	2,898	2,898
(繰上利益剰余金)	(1,654)	(1,449)	(3,223)	(3,493)	(1,478)	1,281	1,005	988	988	988
(繰上利益剰余金)	(1,000)	(1,000)	(2,908)	(2,000)	(1,000)	1,281	1,005	988	988	988
(別途積立金)	(1,000)	(1,000)	(2,908)	(2,000)	(1,000)	1,281	1,005	988	988	988

- (注) 1. 各数値の百万円未満は切り捨てています。
 2. 数値は、当任団体のものを表示しています。
 3. 「純資産合計」、「繰上利益剰余金」及び「繰上利益剰余金」の数値は、平成17年度以前については、「資本合計」、「当期未処分利益」及び「株主配当金等」の数値を表示しています。

保管振替制度の利用状況に関する調査結果

別紙

平成20年7月7日
株式会社保管振替機構

上段:平成20年3月末
下段:平成19年9月末

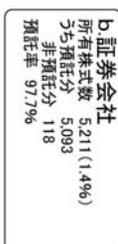
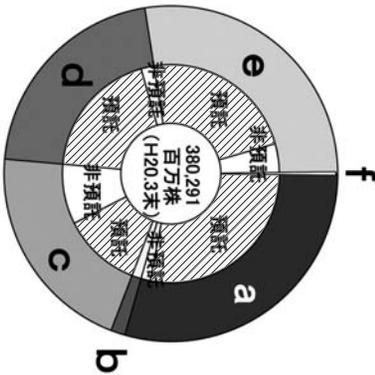
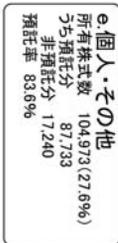
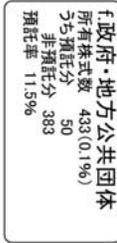
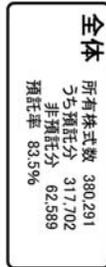
所有者の属性 調査項目	株主総数(人)			所有株式総数(百万株)					
	株主総数	機構預託株主数	比率	発行済株式数に占める割合	機構預託比率	比率	非預託比率	比率	
(1)政府・地方公共団体	1,790	340	19.0%	433	(0.1%)	50	11.5%	383	88.5%
(2)金融機関	1,871	316	16.9%	430	(0.1%)	41	9.5%	389	90.5%
a 都銀・地銀	127,541	120,891	94.8%	111,277	(29.3%)	105,956	95.2%	5,321	4.8%
b 信託銀行	138,573	130,715	94.3%	108,863	(29.5%)	102,420	94.5%	5,343	5.5%
c 生命保険会社	21,977	19,789	90.0%	21,172	(5.6%)	17,265	81.5%	3,911	18.5%
d 損害保険会社	22,178	19,282	86.9%	20,588	(5.6%)	16,213	78.7%	4,375	21.3%
e その他の金融機関	48,600	46,618	95.9%	57,208	(15.0%)	56,978	99.6%	230	0.4%
(3)証券会社	24,489	23,811	97.2%	20,339	(5.3%)	20,334	100.0%	5	0.0%
(4)事業法人等	25,120	24,300	96.0%	19,586	(5.3%)	19,586	99.9%	10	0.1%
(5)外国人	6,047	5,717	93.7%	8,668	(2.3%)	7,928	90.5%	847	9.5%
(6)個人・その他	28,042	26,428	94.6%	3,533	(1.0%)	3,304	90.9%	329	9.1%
合計	26,042	26,428	94.3%	3,564	(1.1%)	3,484	90.2%	380	9.8%
○対象会社数	3,938	社		380,291	(100.0%)	317,702	83.5%	62,589	16.5%
	3,930	社		387,855	(100.0%)	302,247	82.2%	85,618	17.8%

※1 上記データは、株主名簿管理人(信託銀行4社、専業代行3社)に対するアンケートを集計したものである。
 ※2 上月末現在の国内上場会社を対象としているが、最終決算期未現在での集計であることや、株主名簿管理人の変更銘柄は集計対象とすることが困難なケースがあることから、必ずしも9月末現在の発行済株式総数や機構の預託総数と一致しない。

保管振替制度の利用状況(平成20年3月末)

別紙

平成20年7月7日



※「保管振替制度の利用状況」に関する株主名簿管理人へのアンケート集計結果より作成(基準日:平成20年3月末)
 ※子一列は取扱銘柄の決算期末(中間決算期末を含む)ことの数値を集計したものである。

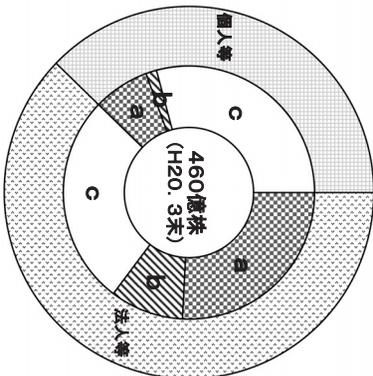
別紙

平成20年7月7日

＜非預託株式の概況(平成20年3月末)＞

非預託株式合計	460 (500)
a. 保護預り	150 (160)
b. 金融機関受入担保	50 (50)
c. 独自保管	260 (290)

(単位: 億株)



個人合計	420 (460)
a. 保護預り	30 (40)
b. 金融機関受入担保	10 (10)
c. 独自保管	130 (140)

法人等(個人以外)合計	280 (310)
a. 保護預り	120 (130)
b. 金融機関受入担保	40 (40)
c. 独自保管	120 (140)

(注) : 「非預託株式」は非預託分(625億株)から機構制度外不所持(169億株)を控除したものである。

※「保管振替制度の利用状況に関する調査結果」、「保護預り株券等の保管状況に関するアンケート調査結果」(基準日:平成20年3月末)及び「証券決済制度改革推進センター」株券保管状況調査」(基準日:平成20年3月末)より作成
 ※カッコ内の数字は前回調査時(基準日:平成19年9月末)の数値である。
 ※各数値は10億株未満を四捨五入しているため、必ずしも各数値の合計は一致しない。

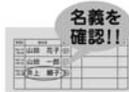
Q1 株券「名義の確認方法」は？

A1 株券の裏側をご確認ください

お手持ちの株券の裏側に「登録年月日」「株主名」「登録証印」の項目がありますので、「株主名」の欄が本人名義かをご確認ください。



表側



裏側

Q2 株券「名義書換の手続き方法」は？

A2 株主名簿管理人に連絡をしてください

相続・贈与・譲渡等による名義書換の手続きは、株主名簿管理人に連絡をしてください。

株主名簿管理人の探し方

株主総会招集通知、配当金通知などの書類の封筒に記載されている差出人をご確認ください。(信託銀行や証券代行会社の証券代行部の名称が記載されています。)

株主名簿管理人において行うことのできる主な手続き

1. 名義・住所の変更……………名義・住所の変更、結婚などによる改姓手続き
2. 紛失等株券の喪失手続き……株券の紛失等による喪失の届出および手続き
3. 単元未満株式の取扱い……………単元未満株式の買取請求、売渡(買増)請求手続き

※その他、証券会社でも名義書換の手続きの取次ぎを行っている会社もあります。詳細は、お近くの証券会社へお問い合わせください。

株主名簿管理人の
連絡先



株主総会招集通知、
配当金通知などの
書類の封筒

Q3 株券電子化後に開設される「特別口座」って何？

A3 株主の権利確保のために上場会社が開設する口座です

株券電子化に伴い、証券会社を通じて株券を「証券保管振替機構(ほふり)」に預けていない株主の権利を確保するために、当該上場会社が開設する口座です。

※株券電子化が実施されると、株券は回収されずに無効になります。
※「特別口座」が開設された株主宛にご案内が送付される予定です。

お手元にある株券は、株券電子化実施前(一定期間)に売却できない場合があります。

- 株券電子化実施前の約2週間は、証券会社を通じて株券を証券保管振替機構(ほふり)に預けることができないため、株式市場での売却ができません。

株券電子化後に「特別口座」では、株式の売却はできません。

- 「特別口座」は株主の権利を確保するための口座ですので、株式の売却はできません。株式を売却するためには、証券会社に口座を開設し、株式の振替手続きを行う必要があります。
※ただし、株券電子化実施直後の約3週間は、「特別口座」開設手続きにより、証券会社の口座への振替手続きが行えないため、株式の売却ができません。

- 単元未満株式の買取、売渡(買増)請求は「特別口座」でもできます。

複数銘柄を所有している場合、「特別口座」も銘柄ごとになります。

- 「特別口座」は上場会社が開設しますので、複数銘柄の株券を所有する場合、「特別口座」もその数だけ開設されます。開設された特別口座の株式の売却の際、手続きや株式の管理が煩雑になる可能性があります。



注意!

※株券電子化に伴い、現在、銀行等に担保として差し入れている株券の取扱いについては、一定の移行手続きが必要となりますので、詳しくは全国銀行協会のホームページ(<http://www.zenginkyo.or.jp/>)、または日本証券業協会のホームページをご覧ください。

ご注意

・本リーフレットは、2008年(平成20年)3月末時点の情報に基づき作成しております。今後出される法律、政・府令等により、内容が変更になる可能性がございますのでご留意ください。
・著作権その他一切の権利は、日本証券業協会 証券決済制度改革推進センターに帰属します。
・株券電子化についての真知を深める目的に際して、本リーフレットを頒布、複製されることは構いませんが、営業活動等に利用すること、および内容を改変・編集すること等は一切禁じます。

お問い合わせ先
および情報は

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター TEL 03-3667-4500(平日9:00—17:00)
(証券受渡・決済制度改革懇談会事務局)※ URL <http://www.kessaijcenter.com/>

※懇談会は、わが国の証券決済制度改革の早期実現等を推進するため、1999年(平成11年)7月、業界横断的に関係者がメンバーとなって設置されたプロジェクト機関です。